

第31回 総会議事録

1 開催の日時 令和5年1月30日(月)午後2時00分～午後2時40分

2 開催の場所 松江市役所本館西棟3階 第2常任委員会室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第184号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第185号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第186号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第187号 非農地確認について

議 第188号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 56号 会長専決処分の報告

報告第 57号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(16名) 欠席委員(3名) 遅刻委員(0名)

| | | | | | |
|-----|------------|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 石倉 由美子 (出) | 2番 | 足立 裕子 (欠) | 3番 | 勝田 達雄 (出) |
| 4番 | 宮廻 彰夫 (出) | 5番 | 渡部 文明 (出) | 6番 | 吉岡 幸雄 (出) |
| 7番 | 角田 正紀 (出) | 8番 | 古藤 俊光 (出) | 9番 | 岸本 定朝 (出) |
| 10番 | 角 智則 (出) | 11番 | 青砥 芳美 (出) | 12番 | 磯部 美津子 (欠) |
| 13番 | 吉岡 雅裕 (出) | 14番 | 松本 喜次 (出) | 15番 | 永江 りえ (欠) |
| 16番 | 矢野 秀行 (出) | 17番 | 富士本 数彦 (出) | 18番 | 高橋 裕典 (出) |
| 19番 | 三島 進 (出) | | | | |

5 事務局職員出席者

農業委員会

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 事務局長 | 大谷 敦夫 | 農地係主任主事 | 石原 裕子 |
| 農地係長 | 野津 慎一 | 農地係主事 | 岸本 康作 |
| 農地係主任 | 佐藤 努 | 行政専門員 | 森田 稔 |

6 会議内容

| | |
|------------------|---|
| 議 長 (三島会長) | <p>はい、それでは、ただ今から第31回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、2番委員、12番委員、15番委員から提出されています。委員定数19名のうち、16名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。6番委員、9番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事と岸本主事にお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議事に入りたいと思いますが、初めに事務局から、議案の削除があるようです。事務局、説明願います。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議事の前に、議案の削除をさせていただきます。議案の削除については、6ページの農地法第5条許可の番号103番の案件でして、本日付けで取下げ願が提出されたものです。従いまして、番号103番は削除をさせていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>事務局から、議案の削除の説明がありました。委員の皆様におかれましては、そのように削除してください。そうしますと、議事にはいります。議第184号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>失礼いたします。それでは、議第184号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件5筆で、いずれも所有権移転の案件です。</p> |
| | <p>はじめに、51番の案件についてご説明いたします。申請は、竹矢町の田2筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情によるためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由も、家庭の事情によるためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、コンバイン、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> |
| | <p>続いて、52番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町北講武の現況畑の田1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、53番の農地と交換するためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由も、53番の農地と交換するためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> |
| | <p>最後に、53番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町北講武の畑1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、52番の農地と交換するためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、52番の農地と交換するためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> |
| | <p>以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 議 7番委員 長 | <p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現</p> |

地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 184 号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 184 号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第 185 号「農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議第 185 号、今月の農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の 4 ページと併せて、事業計画変更説明資料の 1 ページをご覧ください。

事業計画変更 7 番についてご説明いたします。本案件は、昭和 45 年 1 月 23 日付けで農地法第 5 条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は東出雲町揖屋の 1 筆で、住宅用地を目的として許可していましたが、土地造成のみ行われ住宅建築はされませんでした。今後は貸駐車場として利用するため、転用目的を変更する事業計画変更申請が提出されたものです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 7 番 委 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 185 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 185 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 185 号は原案のとおり承認することに決めます。次に議第 186 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議第 186 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 6 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 5 ページをご覧ください。

5 条 104 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町湯町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、●●●●●が 300m 以内にあることから、第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 37 m²、所要面積は隣接する原野及び山林と合わせて 1,891 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、隣接地と合わせて宅地 8 区画を造成し、申請地では個人住宅 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

7 番 委 員 長 事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。

議 ありありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 186 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 186 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 186 号は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第 187 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議第 187 号、非農地確認についてご説明いたします。お手元の議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は 3 件 3 筆です。

はじめに、13 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、八雲町西岩坂の農用地区域外の田 1 筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道鳥屋郷線と市道役場深原線の交点から南側に約 700 メートル道なりに進んだ地点の東側約 10 メートルの地点に位置する 1 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、1 月 14 日に申請者立会いの下、八雲地区農業委員と事務局で現地確認を行いました。昭和 55 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状態です。

つづいて、14 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、八束町江島の農用地区域内の畑 1 筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、県道 338 号線を北上し、江島連絡道路に入り、東方に約 70 メートル進んだ地点の南側約 15 メートルに位置する 1 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、12 月 13 日に申請者代理人立会いの下、八束地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は平成 14 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の雑木林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状態です。

つづいて、15 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、八束町江島の農用地区域内の畑 1 筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、県道 338 号線を北上し、江島連絡道路に入り、東方に約 70 メートル進んだ地点の南側約 35 メートルに位置する 1 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、12 月 13 日に申請者代理人立会いの下、八束地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は平成 14 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の雑木林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状態です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 番号 13 番については、16 番委員が現地確認をされていますので報告をお願いします。

1 6 番 委 員 事務局から説明があった通り、対象地は場所がわからないほど山林化しており、農地への復旧は困難であると判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地確認委員の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決します。議第 187 号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 187 号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第 188 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議第 188 号の所 1 番から 3 番は 13 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思います。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。

議 長 事務局から、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第 188 号の所 1 番から 3 番の案件について、先議したいと思います。そうしますと、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、所 1 番から 3 番について、13 番委員はこの議事の間、退室願います。

(13 番委員が退室)

議 長 それでは、議第 188 号の所 1 番から 3 番の案件について、事務局より説明願います。

議 事 務 局 議第 188 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画の所有権移転、所 1～3 について説明いたします。

所 1～3 は古江地区の案件で、いずれも、譲渡人は管理できないため、譲受人は経営規模拡大の要望があったため、所有権移転するものです。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 188 号の所 1 番から 3 番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 188 号の所 1 番から 3 番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、13 番委員の除斥を解きます。

(13 番委員が入室)

議 長 それでは、議第 188 号のうち、所 1 番から 3 番以外の案件について審議したいと思います。事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、農用地利用集積計画の所有権移転、所 4 から説明いたします。

所 4 は竹矢地区の案件、所 5、6 は宍道地区の案件で、いずれも、譲渡人は管理できないため、譲受人は経営規模拡大の要望があったため、所有権移転するものです。

続いて、農用地利用集積計画の相対契約について、利 1 は大野地区、更新案件です。利 2～11 秋鹿地区、更新案件です。利 12、13 は生馬地区、12 は新規、13 は更新案件です。利 14～17 は川津地区、更新案件です。利 18、19 は朝酌地区、更新案件です。利 20、21 は持田地区、更新案件です。利 22～50 は本庄地区、利 22、34～37 は新規案件、利 23～33、38～50 は更新案件です。利 51 の 1 筆、52 は竹矢地区、更新案件です。利 53 は津田地区、更新案件です。利 51 の 1 筆、54～61 は大庭地区、利 54、55 は新規

案件、利 51 の 1 筆、56～61 は更新案件です。利 62、63 は乃白地区、更新案件です。利 64～68 は忌部地区、更新案件です。利 69～79 は鹿島地区、更新案件です。利 80～82 は島根地区、更新案件です。利 83～85 は東出雲地区、85 は新規案件、83、84 は更新案件です。利 86～99 は八雲地区、更新案件です。利 100～138 は玉湯地区、107 の 2 筆は新規案件、その 2 筆を除いて更新案件です。利 139～154 は宍道地区、更新案件です。利 155～160 は八束地区、更新案件です。

今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田 33,312.00 m²、畑 0.00 m²、計 33,312.00 m²です。相對契約の地目別面積は、田 421,716.00 m²、畑 25,944.00 m²、計 447,660.00 m²です。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。全て機構転貸の案件となります。

転 1～5 は一括案件で、転 6 以降は従来案件となります。一括案件には借主が載っております。転 1 は竹矢地区、転 2～3 は鹿島地区、転 4 は東出雲地区、全て新規案件です。続いて、従来案件になります。転 5～15 は古江地区、転 16～24 は生馬地区、転 25～29 は川津地区、転 30～40 は持田地区、転 41～45 は竹矢地区、転 46 は乃白地区、転 47、48 は忌部地区、転 49 は宍道地区、全て更新案件です。

以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 162,315.00 m²、畑 2,572.00 m²、計 164,887.00 m²となります。

以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議

長

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議

長

ないようでございますので、採決いたします。議第 188 号の所 1 番から 3 番以外は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議

長

ご異議なしということですので、議第 188 号の所 1 番から 3 番以外は、原案のとおり決定することに決めます。次に、報告に入ります。報告第 56 号「会長専決処分の報告」報告第 57 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

議

長

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第 31 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員